

外国人労働者受入環境整備事業補助金のご案内

外国人労働者の就業・生活環境の改善を行う事業者のみなさま！

- ・ **最大30万円** (就業・生活環境整備を行う場合)
- ・ **最大100万円** (住宅環境整備を行う場合)

を補助します！

【補助金をご活用いただける例】

外国人の方が働きやすくなるよう、母国語の作業マニュアルを作成したい！



外国人の方がより良い環境で生活し、仕事でいいパフォーマンスができるよう、寮をリフォームしたい！



事業内容

外国人労働者の就業環境・生活・住宅環境の改善に係る経費を補助します。

補助対象者の要件

所在地	福井県内に事業所を置く事業者
外国人労働者の雇用	県内事業所において以下の在留資格を持つ外国人労働者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定である事業者、または新たに雇用する具体的な計画がある事業者 ①特定技能 ②技能実習 ③技術・人文知識・国際業務 ④高度専門職 ⑤特定活動 (告示第46号に該当するものに限る)
その他	以下のいずれかの要件を満たしていること。 ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトから宣言の登録を行った事業者 ・「社員ファースト企業宣言」において、「賃金の引き上げ」を含む取組の宣言が登録されている事業者 ・「ふくい女性活躍推進企業」に登録されている事業者 等

補助金の概要

補助対象経費	県内事業所における外国人労働者の就業・生活環境の改善のための取組等に係る経費 ①就業環境整備 (母国語のマニュアル作成等) ②生活環境整備 (寮の冷暖房設置、普通自動車運転免許の取得にかかる費用等) ③住宅環境整備 (寮の増改築・寮用物件の取得等)
補助限度額	30万円/事業者 ただし、住宅環境整備を含む場合100万円/事業者
補助率	3分の1
補助対象	交付決定日から令和9年3月31日まで ※交付決定前に着手 (契約、発注、納入、検収、支払等) したものは補助対象外です。

申請受付期間

令和9年2月26日まで (必着)

※ただし、予算上限額に達し次第、募集を締め切ります。

お問い合わせ

詳しい資料や申請様式等は、以下のHPをご参照ください。

福井県産業労働部労働政策課 産業人材室

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 (TEL) 0776-20-0390 (FAX) 0776-20-0648

URL : <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoushien/gaikokujin-kankyoseibi.html>

